

### 産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県佐賀市若宮三丁目1番36号

氏 名 株式会社サンワ環境  
代表取締役 今泉 利彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和2年（2020年）8月4日

許可の有効年月日 令和7年（2025年）8月3日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びびがれき類 以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
圧 縮	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及び金属くず 以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	破砕施設（固定及び移動式）	破砕施設（固定式）
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）
設置場所	神埼市千代田町姉字大二本松1731番1	
設置年月日	平成19年7月10日	平成19年9月20日
処理能力（8時間）	廃プラスチック類 0.84 t/日 紙くず 0.60 t/日 木くず 0.72 t/日 繊維くず 0.28 t/日 ゴムくず 1.1 t/日 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 1.6 t/日	廃プラスチック類 3.8 t/日 紙くず 3.0 t/日 木くず 4.3 t/日 繊維くず 1.3 t/日 ゴムくず 3.3 t/日 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 1.8 t/日

種類	破砕施設（固定式）
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）及びがれき類
設置場所	神崎市千代田町姉字大二本松1731番1
設置年月日	平成20年3月18日
処理能力（8時間）	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）110t/日 がれき類 56t/日
許可年月日	平成20年3月11日
許可番号	佐賀県指令19廃第010019号

種類	圧縮施設（固定式及び移動式）	圧縮施設（固定式）
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て	
設置場所	神崎市千代田町姉字大二本松1731番1	
設置年月日	平成19年7月10日	平成24年12月14日
処理能力（8時間）	廃プラスチック類 82t/日 紙くず 70t/日 木くず 82t/日 繊維くず 28t/日 金属くず 106t/日	廃プラスチック類 133t/日 紙くず 212t/日 木くず 210t/日 繊維くず 105t/日 金属くず 49t/日

### 3. 許可の条件

県内で移動して破砕処理及び圧縮処理する場合は、排出事業所敷地内での作業に限る。なお、平成19年7月10日設置の破砕施設での木くずの破砕は排出事業所敷地内での作業に限る。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 8月 4日 更新許可

令和 4年 2月18日 変更届 住所の変更 以下余白

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無